

駐車監視員活動ガイドライン

【大井 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道15号	第一京浜	東大井4-5先南品川三丁目交差点	南大井3-32先京浜急行大森海岸駅南側先	8-20	大井競馬開催時において重点的に運用
2	主要地方道316号	海岸通り	勝島2-1先勝平橋	東大井1-8八潮橋交差点	8-22	
3	区道	勝島橋通り	勝島1-5勝島橋	八潮5-3中央海浜公園前交差点	9-19	
4	区道	競馬場通り	南大井1-1先南大井1丁目交差点	勝島1-5先勝島橋	9-19	
5	都道420号	区役所通り	東大井5-11先	大井1-16先品川区役所前交差点	8-21	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ←	→ 間	重点時間帯	備 考
1	都道421号	池上通り	東大井5-9先	大井6-21先	9-19	
2	区道	桜新道	南大井4-1先	南大井3-35先大森海岸通り	9-19	
3	区道	滝王子通り	大井5-9先大井警察署前交差点	西大井5-4先	9-19	
4	区道	駅前中央通り	大井1-50先	大井1-20先	9-19	
5	区道	旧東海道	東大井1-1先	南大井2-7先鈴ヶ森交差点	9-19	
6	区道	光学通り	大井1-49先	西大井1-9先	9-19	
7	区道	競馬場前通り	勝島1-3先	勝島1-5先	8-22	
8	区道	かもめ橋通り	勝島1-4先	勝島1-4先かもめ橋手前	9-19	
9	区道	元なぎさ通り	東大井1-5先鮫洲公園前交差点	東大井1-14先	9-19	
10	区道	水神公園前通り	南大井6-1先	南大井4-20先	9-19	
11	区道	南大井交番前通り	南大井6-16先	南大井3-14先	9-19	
12	区道	大井三ツ又通り	大井3-4先三ツ又交差点	大井3-1先	8-22	
13	区道	伊藤学園前通り	西大井1-16先	大井7-9先	9-19	
14	区道	八潮中通り	八潮5-12先	八潮5-7先中央海浜公園前交差点	9-19	
15	区道	団地周回道路	八潮5-6先	八潮5-1先	9-19	
16	区道	西大井本通り	西大井2-4先	西大井4-20先	9-19	
17	区道	鮫洲公園通り	東大井1-4先	東大井2-7先	9-19	
18	区道	見晴し通り	東大井4-1先	東大井3-22先	9-19	
19	区道		勝島1-6先	勝島1-8先	8-22	
20	区道		勝島1-9先	勝島1-6先	8-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR大井町駅周辺	8-19	
2	JR大森駅東口周辺	9-19	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR西大井駅周辺	9-19	
2	京浜急行大森海岸駅周辺	9-19	
3	南大井4・5丁目周辺	9-19	
4	京浜急行立会川駅周辺	8-20	
5	京浜急行鮫洲駅周辺	9-19	
6	東京運輸支局周辺	9-19	
7	伊藤小学校・伊藤幼稚園周辺及び西大井5丁目郵便局周辺	9-19	